

林野火災警報・注意報発令時 火気の使用が禁止制限されます

— 令和8年1月1日より運用中 —

「林野火災警報」発令時、事前に許可を受けた
火入れであっても、禁止されます

※「林野火災注意報」発令時は、火気を使用しないよう努めなければなりません



警報発令中に火の使用に違反した場合
罰則(30万円以下の罰金または拘留)
が課せられる場合があります

火の使用の制限について

- ①山林・原野において火入れをしない
- ②煙火を消費しない
- ③屋外において火遊び・たき火をしない
- ④屋外においては、引火性又は爆発性の物品その他可燃物の付近で喫煙しない
- ⑤山林・原野等の場所で喫煙しない
- ⑥残火(たばこの吸殻含む)、取灰又は火粉を始末する

問合せ先

須賀川地方広域消防組合 石川消防署 0247-26-3161